

体育館使用上の注意

※体育館掲示板より

- 1 利用者は、学生課で許可された者に限る。
- 2 利用者は、許可された目的及び時間以外には使用しないこと。
- 3 本学の授業、研究活動及び行事等で使用する必要が生じた場合、利用者は係員の指示に従うこと。
- 4 館内には、専用シューズ以外の履き物で入らないこと。
- 5 下履きは、必ず下駄箱に入れること。
- 6 館内では、喫煙や飲食を絶対にしないこと。
- 7 許可を受けていない設備・物品を無断で使用しないこと。
- 8 使用後は、施設・設備品を原状に復し、館内の清掃・整備をすること。
- 9 万一、施設・設備品を破損したときは、速やかに学生課に届け出ること。
- 10 貴重品等は、盗難予防のため館内に持ち込まないこと。
- 11 コインロッカーは、共同で使用し、絶対に占有しないこと。
- 12 以上の注意事項に違反したときは、以後の使用を認めないときがある。

テニスコート使用上の注意

※テニスコート掲示板より

- 1 利用者は、学生課で許可を受けた者に限る。
- 2 利用者は、許可された目的及び時間以外には使用しないこと。
- 3 本学の授業、研究活動及び行事等で使用する必要が生じた場合、利用者は係員の指示に従うこと。
- 4 コート内には、専用テニスシューズ以外の履き物で入らないこと。
- 5 コート内では、喫煙や飲食を絶対にしないこと。
- 6 許可を受けていない設備・物品を無断で使用しないこと。
- 7 使用後は、ネットをゆるめ、コートの清掃・整備をすること。
- 8 万一、施設・設備品を破損したときは、速やかに学生課に届け出ること。
- 9 以上の注意事項に違反したときは、以後の使用を認めないときがある。

プール使用心得

プールを使用する者は、鳴門教育大学体育施設使用規程（平成16年規程第68号）及び鳴門教育大学体育施設使用心得（平成16年学長裁定）に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- 1 事故防止のため、プールは3人以上で使用し、プール内ではお互いに監視し合うこと。
- 2 場内では、各自事故防止のため十分注意し、かつ、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 3 疾病その他身体に異常のあるときは、使用しないこと。

- 4 空腹，食事直後又は激しい運動をした直後の者は，水に入らないこと。
- 5 更衣室のロッカーは，共同で使用すること。所持品は，各自の責任で保管すること。
- 6 土足で場内に入らないこと。
- 7 使用中は必ず水泳帽を着用すること。
- 8 使用者は必ずシャワーで体を洗い，足洗場を通り，十分に準備体操を行った上で静かに水に入ること。
- 9 水質汚染防止のため，サンオイル，日焼止めクリーム等は使用しないこと。
- 10 たん，唾液は，必ず排水溝に捨てること。
- 11 場内において，飲食，喫煙をしないこと。
- 12 プールは，お互いに清潔を保つように心掛けること。
- 13 使用者は，窓口事務取扱時間内に学生課において，プール使用簿に氏名，所属，連絡先，入場時刻等を記帳し，鍵を借り受けること。
- 14 使用後は，必ず原状に復し，施錠，消灯及び給水栓を点検の上，当日，学生課において，プール使用簿に退場時刻を記帳し，鍵を返却すること。
- 15 火災，負傷その他事故が発生した場合及び施設設備又は備品を汚損，破損又は滅失させた場合は，直ちに学生課に通報すること。
- 16 その他プール場内の掲示事項を厳守し，本学職員の指示に従うこと。